

高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において起業家創出イベントを開催する法人に対し、その開催に要する経費の一部について、予算の範囲内で高松市起業家創出イベント応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、市内における起業の機運を醸成し、並びに起業家の創出及び育成を促進し、もって本市地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 起業家創出イベント 市内における起業の機運の醸成並びに起業家の創出及び育成を目的として本市で開催されるイベントであって、次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 起業について無関心な者や潜在的起業家を対象として、起業家等との交流並びに起業への関心及び理解を深める場を提供するものであって、市内における起業の普及啓発に寄与するもの

イ 起業希望者を対象として、起業家等との交流の場を提供することにより、起業マインドの育成を図るとともに、起業希望者の起業の実現に寄与するもの

ウ 起業家を対象として、起業家等との交流の場を提供するものであって、新事業展開を目的とした人脈・コミュニティの形成に寄与するもの

エ その他市長が適当と認めるもの

(2) 起業家 新たに事業を開始又は新事業展開をすることにより、事業を営む個人又は法人をいう。

(3) 起業家等 起業家、投資家、起業を支援する機関、起業に関する専門的知識を有する者その他これらに類する者として市長が認めるものをいう。

(4) 新事業展開 事業を営んでいる個人又は法人が、現在の事業の全部又は一部を継続しつつ、当該事業とは異なる新たな事業に進出することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、起業家創出イベントを主催する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 第7条に規定する補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、市税（市内に主たる事業所が無い場合は、本店所在地における市区町村税。以下同じ。）のうち納期限の到来した税額を滞納している者

(2) 交付申請日の属する年度において、この要綱の規定による補助金の交付を受けている者

(3) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）と同一の事業に対して、本市、国、県その他各種団体等からこの要綱に定める補助金とは別の補助金等の交付を受けた、又は受ける予定の者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者

(6) 政党その他の政治団体

(7) 宗教上の組織又は団体

(8) 法人格のない任意団体

(9) 交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者

(10) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないとする者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の主催により、市内において対面式により起業家創出イベントを開催する事業であって、次の各号に掲げる条件の全てに該当するものとする。

(1) 開催すること及び参加者の募集について広く一般に周知されたものであること。

(2) 原則として参加者の制限が設定されていないものであること。

(3) 交付申請日の属する年度の2月28日までの間に起業家創出イベントが開催されるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 営利を目的とするもの

(2) 宗教活動又は政治活動に関するもの

(3) 同一の事業について、本市、国、県その他各種団体等の他の補助金等と重複するもの

(4) 共催者に前条第2項第4号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる者に該当する者が含まれているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助することが適当でないとするもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費（消費税及び地方消費税の額に相当する額は含まない。）のうち、別表に掲げる費目に応じ、それぞれ内容の欄に定めるもののほか、市長が必要と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公租公課その他補助金の目的等に照らし適当でないとするものは、補助金の交付の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、暗号資産（資金決済に関する法律（平成

21年法律第59号)第2条第14項に規定する暗号資産をいう。)、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形(いずれも他人が振り出したものに限る。)で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円とする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、高松市起業家創出イベント応援補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) 補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類
- (5) 市区町村税に滞納の無いことを証する書類(市外に主たる事業所を有する場合に当該主たる事業所の所在地における市区町村税に係るもの)
- (6) 発行後3月以内の履歴事項全部証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の適否を決定したと

きは、申請者に対し、高松市起業家創出イベント応援補助金交付決定通知書（様式第5号）（以下「交付決定通知書」という。）又は高松市起業家創出イベント応援補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、その決定の内容及び交付の決定の場合にあってはこれに付する条件を通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第10条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に着手したときは高松市起業家創出イベント事業着手届（様式第7号）を、当該補助事業が完了したときは高松市起業家創出イベント事業完了届（様式第8号）を直ちに市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第11条 補助事業者は、第9条の規定による交付の決定の通知を受けた補助事業を変更しようとするときは、次の各号に掲げる軽微な変更の場合を除き、あらかじめ高松市起業家創出イベント応援補助金変更交付申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該補助金の交付の決定の通知を受けた補助金の交付予定額が増額となる変更は認めない。

（1） 次のアからエまでに掲げる場合のいずれかに該当し、かつ補助金の額に影響しないとき

ア 事業計画書に記載したイベントの名称、その実施までのスケジュール又は当該イベントの周知期間を変更する場合

イ 収支予算書の支出の部の区分に応じ計上された予算額の変更であって経費使用の効率化に資する場合（当該区分に応じ計上された予算額をその100分の20の範囲内で増加させ、又は減少させるものである場合に限る）。

ウ 収支予算書の支出の部の予算額の欄に記載した額から値引きがあった場合又は物価高騰等の影響により増額の価格改定がされた場合

エ その他市長が適当と認める場合

（2） 次のアからウまでに掲げる条件のいずれにも該当する場合

ア 高松市起業家創出イベント応援補助金実績報告書（様式第12号）に記載されている、又は記載予定の補助金の額が、交付決定通知書に記載された補助金の交付予定額を下回っていること。

イ アの規定による下回っている額は、2万円又は交付決定通知書に記載された補助金の交付予定額に100分の20を乗じて得た額のいずれか小さい額以下であること。

ウ 交付申請書に添付の事業計画書に記載した開催目的・趣旨に変更をもたらすものでなく、かつ、より能率的に、当該目的の達成に資するものであると認められること。

2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、同項に規定する申請書に次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更後の収支予算書（様式第3号）
- (3) 変更の内容を確認することのできる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定により提出のあった変更の内容を承認する場合は、必要な条件を付し、又は第8条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

4 市長は、第1項の規定により提出のあった補助事業の変更の承認をしたときは、高松市起業家創出イベント応援補助金変更交付決定通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

5 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市起業家創出イベント事業中止（廃止）承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、第9条の規定を準用する。

6 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起

算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市起業家創出イベント応援補助金実績報告書（様式第12号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第13号）
- (2) 収支決算書（様式第14号）
- (3) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類の写し
- (4) 補助対象事業の開催及び参加者の募集について広く一般に周知したことを確認することのできる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
(交付指令等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、高松市起業家創出イベント応援補助金交付指令書（様式第15号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。
(事業効果の調査)

第14条 市長は、補助事業の効果を把握するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対し事業効果に関する調査を実施することができる。

- 2 補助事業者は当該調査に対し、速やかに応じなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りでない。
(決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(5) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について書類を整理し、かつ、当該帳簿及び書類を補助事業が完了した日（補助事業廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間これらを保存しておかなければならない。

(検査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	
費目	内容
使用料・借上料	会場使用料、備品・機材等の借上料
広告宣伝費	チラシ・ポスターの作成に要する経費、広告掲載料、新聞折込料
講師謝金	イベントへの出演を依頼した外部講師（補助事業の主催者及び共催者に所属する者を除く。）に係る謝金

（宛先）高松市長

申請者 所在地
 名 称
 代表者職氏名

高松市起業家創出イベント応援補助金交付申請書

次のとおり高松市起業家創出イベント応援補助金の交付を受けたいので、高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助申請額	円		
着手・完了 予定年月日	着手予定年月日	年 月 日	
	完了予定年月日	年 月 日	
申請担当	氏名		電話番号
	役職		E-mail
同意欄 (チェックを記入)	<input type="checkbox"/> 本申請に当たり、市において申請者の法人登記の情報及び高松市税の納付状況について確認することに同意します。		
添付書類	(1) 事業計画書（様式第 2 号） (2) 収支予算書（様式第 3 号） (3) 誓約書（様式第 4 号） (4) 補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類 (5) 市区町村税に滞納の無いことを証する書類（市外に主たる事業所を有する場合に当該主たる事業所の所在地における市区町村税に係るもの） (6) 発行後 3 月以内の履歴事項全部証明書（上記同意欄にチェックを記入した場合は添付を要しない。） (7) その他市長が必要と認める書類		

事業計画書

イベントの名称		
主催者名		
共催者名		
開催日時		
開催 場所	名称	
	所在地	
主な参加対象者		<input type="checkbox"/> 起業無関心者 <input type="checkbox"/> 潜在的起業家 <input type="checkbox"/> 起業希望者 <input type="checkbox"/> 起業家 <input type="checkbox"/> その他（ 具体的内容：
集客数（見込）		人
開催目的・趣旨		
実施内容（プログラム、登壇者等、具体的に記載してください。）		
実施までの スケジュール	年月	内容
イベントの周知の方法及び期間		周知方法： 周知期間：
イベントの実施により期待される効果		

注 複数のイベントについて申請をする場合は、イベントごとに作成してください。

様式第3号（第7条関係）

収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	内 訳
市補助金		
申請者負担金		
参加者負担金		
その他（ ）		
計		

2 支出の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	内 訳
消費税及び地方消費税		
計		

- 注 1 収入の部の区分がその他の収入については、当該区分の欄に括弧書きで具体的な内容を記載してください。
- 2 支出の部の区分の欄は高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱別表に定める費目の名称を、内訳の欄は、事業に係る経費の使用目的等を具体的に記載してください。複数のイベントについては申請する場合は、イベントごとに行を分けて計上し、内訳の欄に該当するイベントの名称を記載してください。また、消費税及び地方消費税の額は、費目ごとに名称を記載した行とは別の行に、これらに係る税額の総額を記載してください。

3 補助申請額

補助対象経費の合計（税抜）	×	補助率	=	補助申請額
円		1 / 2		円

（1,000円未満切捨て。上限10万円）

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

誓約書

申請者は、高松市起業家創出イベント応援補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

記

内容を確認のうえ、□にチェックを記入。

- 1 申請者は、高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する起業家創出イベントを主催する法人です。
- 2 補助金の交付を受けようとする起業家創出イベントは、要綱第4条に規定する補助対象事業の要件を満たすものです。
- 3 申請者は、要綱第7条に規定する補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、市税（市内に主たる事業所が無い場合は、本店所在地における市区町村税）のうち納期限の到来した税額を滞納している者ではありません。
- 4 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者ではありません。
- 5 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者ではありません。
- 6 申請者は、政党その他の政治団体ではありません。
- 7 申請者は、宗教上の組織又は団体ではありません。
- 8 申請者は、法人格のない任意団体ではありません。
- 9 申請者は、交付申請日において、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者ではありません。
- 10 補助金の交付を受けようとする起業家創出イベントの共催者がいる場合において、その共催者に、要綱第3条第2項第4号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる者に該当する者は含まれません。
- 11 申請者は、補助金の交付の申請をする事業について、本市、国、県その他各種団体等から別の補助金等を受けた、又は受ける予定の者ではありません。
- 12 申請者は、市長が、必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けます。また、市監査委員から要求があるときはいつでも監査を受けます。
- 13 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を市の定めた期限までに返還します。
- 14 交付決定を受けるまでの間に発生した災害等により生じた損失は申請者の負担に帰するものであることに同意します。
- 15 交付決定を受けた金額が交付申請をした額に達しない場合において、その異議は申し立てないことに同意します。

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市起業家創出イベント応援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった高松市起業家創出イベント応援補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

1 補助金の交付予定額 円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- (3) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して 20 日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに、高松市起業家創出イベント応援補助金実績報告書（様式第 12 号）を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間これらを保存しておかなければなりません。
- (5) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- (6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (7) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第6号（第9条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市起業家創出イベント応援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市起業家創出イベント応援補助金の交付については、交付をしないことに決定したので、高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

交付をしない理由

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

提出者 所在地
名 称
代表者職氏名

高松市起業家創出イベント事業着手届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知
を受けた補助事業に、次のとおり着手したので、高松市起業家創出イベント
応援補助金交付要綱第10条の規定により提出します。

着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

提出者 所在地
名 称
代表者職氏名

高松市起業家創出イベント事業完了届

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業が、次のとおり完了したので、高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱第10条の規定により提出します。

着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

高松市起業家創出イベント応援補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更後の補助申請額	円	
添付書類	(1) 変更後の事業計画書（様式第2号） (2) 変更後の収支予算書（様式第3号） (3) 変更後の内容を確認することのできる書類 (4) その他市長が必要と認める書類	

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市起業家創出イベント応援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助事業の変更については、次のとおり決定したので、高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

- 1 変更の内容
- 2 変更後の補助金の交付予定額 円
- 3 交付の条件
 - (1) この補助金は、高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 次のアからウまでに掲げるいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (3) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市起業家創出イベント応援補助金実績報告書（様式第12号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
 - (4) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間これらを保存しておかなければなりません。
 - (5) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
 - (6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (7) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

高松市起業家創出イベント事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱第 1 1 条第 5 項の規定により申請します。

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
中止の場合の再開予定年月日	年 月 日

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

高松市起業家創出イベント応援補助金実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業について、高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

補 助 金 の 額	円
添 付 書 類	(1) 事業実績書（様式第 1 3 号） (2) 収支決算書（様式第 1 4 号） (3) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類の写し (4) 補助対象事業の開催及び参加者の募集について広く一般に周知したことを確認することのできる書類 (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 4 号（第 1 2 条関係）

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減 額	内 訳
市補助金				
申請者負担金				
参加者負担金				
その他（ ）				
計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減 額	内 訳
消費税及び地方消費税				
計				

- 注 1 収入の部の区分がその他の収入については、当該区分の欄に括弧書きで具体的な内容を記載してください。
- 2 収支予算書と対比できるように記載してください。複数のイベントについて申請している場合は、イベントごとに行を分けて計上し、内訳の欄に該当するイベントの名称を記載してください。また、消費税及び地方消費税の額は、高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱別表に定める費目ごとに名称を記載した行とは別の行に、これらに係る税額の総額を記載してください。

3 補助金の額

補助対象経費の合計（税抜）	×	補助率	=	補助金の額
円		1 / 2		円

(1, 0 0 0 円未満切捨て。上限 1 0 万円)

様式第15号（第13条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市起業家創出イベント応援補助金について、次のとおり条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市起業家創出イベント応援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。